

第1回安城市市民参加推進評価会議 議事録

日 時：平成23年6月13日（月）13：30～14：30

場 所：安城市役所本庁舎3F第10会議室

委 員：加藤委員、大参委員、横山委員、山崎委員、大場委員、山内委員、旭委員、草苺委員、
小森委員、石川委員、小鹿委員、池端委員（12人）
（欠席者：大野委員、古濱委員、昇委員）

事務局：中根部長、神谷課長、長谷係長、中山、鈴木、池田

傍聴者：3名

事務局： 本日はお集まりいただきましてありがとうございます。本日の進行を進めます、市民生活部長の中根です。よろしくおねがいします。最初に市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いいたします。なお市民憲章については、印刷したものがありますのでご覧下さい。ご唱和ください。

<市民憲章唱和>

事務局： どうもありがとうございました。今回の審議会に傍聴の方が見えますので御報告いたします。それでは最初に市長から挨拶いたします。

市 長： 平成21年10月1日に公布し、平成22年4月1日に施行された『安城市自治基本条例』では、「市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めます。」と定めています。また、市民参加の権利を保障するため「別に条例で定めるところにより、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します。」と市民参加に関する条例の制定を約束しています。

これらの規定を受けて、市民参加の手法や市民参加の基本的な事項を定めた『安城市市民参加条例』を平成23年4月1日に施行しました。

条例の策定にあたり、総勢28名による市民会議（略称：あんねっと）が、平成21年12月から14回にわたりワークショップを行い検討して市民参加条例素案を作成されました。その後、審議会の議論を経て、パブリックコメントを行いました。パブリックコメントには、19人26件の意見をいただき、市民参加と協働に関する指針策定審議会からの答申を経て、平成23年3月議会で承認されました。

「市民参加」とは、市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することと定義しています。

この推進評価会議は、市民参加条例に基づき設置する附属機関であり、市民参加を適切に推進するため、市民参加条例の運用状況・見直しに関する事項、市民参加の実施状況の評価に関する事項等の審議をお願いするものです。

推進評価会議には、公募による市民の方も3名委員になられています。市民が主体となって市民参加について評価を行っていただきたいと思っております。

事務局： 続きまして、市長より委嘱辞令交付をいただきます。時間のご都合もありますので代表として、名簿の一番上の加藤勝美さんにお受けとり頂きます。その他の方はお手元にありますので御確認下さい。加藤さん前にどうぞ。

<辞令交付>

事務局： 議題の3番、皆さんの自己紹介をしていきます。お手元に資料1と書いた、名簿があるのでこの順番に加藤委員からお願いします。

<自己紹介>

事務局： 本日はご都合で3名の欠席となっています。7番の大野様はNPO愛知ネットの事務局長。8番目の古濱様はNPO安城まちな学校事務局長。15番目の名城大学教授・昇様は学識経験者として参加していただきますが、ご都合により欠席です。
続きまして事務局職員につきまして、私の方から紹介させていただきます。

<事務局紹介>

事務局： 議題4の会長及び副会長の選出に移ります。安城市市民参加推進評価会議は初めての会議ですので、若干説明させていただきます。

資料2の安城市市民参加条例と資料3の安城市市民参加条例施行規則をご覧ください。設置の趣旨ですが、条例の第13条で「市民参加を適切に推進するため、市長の附属機関として安城市市民参加推進評価会議を設置する」としています。推進評価会議は、1番目にこの条例の運用状況に関する事項、2番目にこの条例の見直しに関する事項、3番目に市民参加の実施状況の評価に関する事項、4番目にその他市民参加の推進評価に関する事項としています。推進評価会議の委員は15人以内の委員で、委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするように努めるものとなっています。

この会議は3人という事でちょうど5分の1となります。今回4月15日から5月9日まで募集を行いまして、5月16日に面接による選考を行い、3名の公募の方が決定されています。

委員の任期は23年6月1日から平成25年の5月31日までの2年間となっています。

推進会議の組織、運営につきましては、条例施行規則第11条により、会長副会長を委員の互選により定めます。本日は第1回目の審議会ですので、会長副会長の選出から進めさせていただきます。

会長の選出はいかがが致でしょうか。御意見がありましたらお願いします。

委員： 安城市町内会長連絡協議会会長である加藤さんをお願いしたいと思います。

事務局： ただいま加藤さんを会長にと推薦頂きましたがいかがが致でしょうか。

<拍手>

事務局： 拍手を頂きましたので、加藤委員に会長をお願いしたいと思います。加藤さん前にお進みください。次に副会長の選出に移ります。御意見がありましたらおねがいします。

委員： 大参さんを推薦します。

事務局： 大参さんの推薦がありましたが、どうでしょうか。

<拍手>

事務局： 拍手いただきました。異議なしという事で、大参さんに副会長をお願いしたいと思います。前の席をお願いします。

それでは会長・副会長から御挨拶をお願いします。

会長： 推薦いただき会長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。市民参加というのは、市民の方の協力が一番大切です。より多くの市民の方に意見を言っていただき、行政も反映していく力を持っていかなくてはならないと思っています。

より良いものにしていきたいと思っているのでどうぞよろしくお願いします。

副会長： 加藤さんの補佐としてやっていきますのでよろしくお願いします。多くの企業が大変の時期にあります、こんなときこそ一般市民ひとりひとりの力が必要です。本日も頼りがいある委員のみなさんに来ていただいています。よろしくお願いします。

事務局： ありがとうございます。ここで市長は公務の為、退席させていただきますのでよろしくお願いします。それでは5. 議題に入らせて頂きます。ここからの進行は加藤会長をお願いしたいと思います。

会長： (1) の平成22年度実施状況について説明願います。

<事務局より資料5説明>

会長： ありがとうございます。今の説明の中で、質問がございましたらよろしくお願い致します。

委員： 山内と申しますが、資料5の2ページと3ページのところで、対象区分の確認です。2ページの13番と3ページの22、23番の対象区分ですが、6条の計画の策定変更については、対象区分が市民参加となっているのですが、これは技術的な中身の話しなのでしょうか？

事務局： 市民参加の対象となるのが、安城市全域に影響があるものというのが大前提にあるものですから、22、23番などは地区公園という事で、一般的には参加の対象から基本的には、外させて頂いております。ですが、各課の判断により、こちらのほうに市民参加として準じてやっているという報告です。それから、13番の総合計画の進捗管理及び実施計画の策定については、審議会等が年に1回行われているだけで、策定は市民参加の対象となっていますが、進捗管理だけをとったときに、実際にやっていることが市民参加の対象となっているという事ではないと判断をさせて頂きました。

会長： 他にはどうでしょうか？

それでは御質問がないという事なので、次に進めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議題（2）の平成23年度実施予定（案）を事務局から説明をお願い致します。

<事務局より資料6説明>

会長： ありがとうございます。以上の説明に対してご質問がありましたら、お願い致します。

委員： 2問ほど質問をお願いします。1つは資料6のNo. 3の多文化共生推進プランで今年アンケートを行うという事ですが、22年度からのことを聞かれると思うのですが、これの課題認識はどの程度なのかといことで、端的に言うと、ワークショップまでやるつもりがあるのかどうかということ、今答えられないかもしれないですが…。例えば、豊田や知立は外国人の集中地区が大規模にあるので、非常に課題認知度が高いです。安城の場合は、豊田や知立みたいに、大規模の集中地区で問題があるとは捉えてはいないのですが、これが挙がってきたので、その辺の課題認識が一つです。「市民参加に準ずる事項」とありますが、市民参加として仕事の都合上、各課で挙げていたり挙げていなかったりというのが現状ではあるが、市民参加に準ずる事項はとりあげなきゃいけない訳ではないわけですね。そういったところを聞きたいです。

事務局： まず、多文化共生推進プランにつきましては、委託業者を決めたところで、これからアンケート内容については詰めていく段階ですから、その結果については、これから洗い出していく予定です。それから各課の準ずる事項ですけど、これにつきましては、各課それぞれの市民参加条例についてのPRというか、各職員についてもまだ温度差があるものですから、今予定している来月の7月中旬に職員研修を行う予定です。会場は決まっていますので、あとは市民参加条例をつくる時にファシリテーターしていただいた方に講師をお願いして進めていますので、職員の方では認識が甘い部分もありますが、これから徐々にオープンにしていきたいと思っております。

委員： ありがとうございます。ちょっと見たときに私の関係している委員会でも、ここに挙がってもいいのではないかというくらい載っていないので、質問させて頂きました。ありがとうございます。

会 長： 他のご意見ありませんか。

委 員： 説明の中で、「パブリックコメント」について何回も繰り返し出てくるのですが、ほとんどの市民の方が知らないと思います。例えば安城市の広報を見ても、第5次行政改革大綱という言葉を見ても、ほとんど何を言っているかわからないと思われます。さらに、パブリックコメント自体を知っている人も少ないかな、と。あと岡崎の広報を見た時に、市民の意識調査に御協力をと書いてあって、市民に対する市民の意見をお聞きします、みたいな広報の仕方をした方が、パブリックコメントと書くよりも参加しやすいのではないかと思います。

もう一つ、「もし高校野球のマネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」という本が今、売れています。ドラッカーについて、非常に易しく書いてあるので、安城市の市民参加条例でも、例えば専門用語とか横文字とかを入れたりしないで欲しいです。この安城市の市民参加条例というのは、本当に素晴らしい条例だと思います。これは私たちから見ても文句のつけようがない素晴らしい条例だと思うのですが、それは小さな子どもから老人がずっと入ってくるような、易しい言葉で話した条例をつくれるといいのかなと。

事務局： パブリックコメントの言い方についてはこちらの方で、もう一度検討するという形でよろしいでしょうか。また「わかりやすく」という事に関しては、リーフレットの方を作成させていただきまして、全戸配布できるように、準備をしております。まだ準備段階で、何とか全戸配布できるように進めてまいりたいと、その時は分かりやすい言葉で、表現できたらと思っております。

会 長： 他にはいかがでしょうか。はいどうぞ。

委 員： 22年度と23年度という事で、先程報告をお伺いしました。例えば、4月1日から施行されている参加条例のほうでは、審議会に公募による市民枠を決めるとか、多様なメンバーであるとかいろいろあるのですが、この内容をずっと反映させるためのメンバー構成になっているかどうか、もう少し具体的に説明をお願い致します。

事務局： 今日特別に資料で、市政情報という安城市のホームページの出力を一枚付けていますが、「市民参加と協働」という項目から、「安城市市民参加条例と施行規則」、「市民参加に関する情報」というページに飛ぶように構成されています。この中で、「審議会等への市民参加」というところをクリックすると、「審議会等への市民公募」のページに移ります。募集の時にはここに記事を上げる形をとらせていただいております。現在安城市に設置されている審議会等が、80程あります。「審議会等の一覧」というところをクリックしていただくと、「審議会等の一覧」の「行政委員会」という執行機関に関する部分と「法律・条例により設置される審議会等」に関するページがあります。

また、「法律・条例により設置される審議会等」のページでは、「市民参加推進評価会議」が掲載しており、これをクリックしていただくと、今回のこの会議「第1回市民参加推進評価会

議」を掲載しています。委員名簿も載る予定です。こういった形で、各課に整備をお願いしている最中です。まだ全部の会議でできているわけではありません。ですから今から準備をします。

それから、市民公募につきましては、全審議会の委員のうち1.6%が市民公募委員です。全体の中で、市民公募というのはまだまだわずかな割合です。私共の課では「男女共同参画」を扱っていますので、審議会等の女性委員の割合を調べている中で、参加条例をつくるにあたって、市民公募の割合も同時に調査をして、初めて公募委員の割合が分かったことになり、それで女性の比率が、27.6%ですので、市民候補の割合がものすごく低いという事になっています。今回は5分の1を公募委員が務めるという事になっていますが、3名の方になっていただいて、5分の1はクリアされています。

会 長： 他にいかがでしょうか。

委 員： 今の5分の1ですけど、現状が1.6%。5分の1は20%だからかなり差があると思うのです。この条例が4月で施行されたという事で、あちこちの審議会もこの率をクリアするようには後押しができるものでしょうか？

事務局： 他の審議会に影響を及ぼすところまでいっておりません。条例の趣旨を理解していただくところで、なるべく市民公募できるものについては、入れていただく方向で協議をしています。また、別のプランでは公募の割合を少しずつ上げていくという計画もありますので、その中で市民公募が増えていくことを、順番に育てていきたいと思えます。

委 員： ありがとうございます。

会 長： 他にはどうでしょうか？

以上議題について終わらせて頂きたいと思えます。後は事務局の方よろしくお願い致します。

事務局： どうもありがとうございました。それでは次第6. その他ということで、事務局より連絡させていただきます。ただいま事務局のほうからは、リーフレットを説明しようと思っておりましたが、ちょうどご質問の中で、お答えをさせていただいたものですから、割愛させていただきます。

ちょうど時間にもなりましたので、以上で第一回の安城市市民参加推進評価会議を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。